○中部地方整備局告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月二十日から二週間中部地方整備局及び同局高山国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十一号

三　指定する道路の部分

区間	数地の幅員	延長
高山市上切町一九五番一から同市上切町五七七番一まで	九・九一～九・九メートル	〇・二キロメートル九六八

四　指定する期日　平成二十七年八月二十日

○近畿地方整備局告示第百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

第１　起業者の名称　滋賀県

第２　事業の種類　一般国道422号補助道路整備工事（大石東バイパス・滋賀県大津市南郷六丁目字奈良島地内から同市太子二丁目字イヨツ地内まで及び同市関津三丁目字鑵子ケ谷地内から同市大石東二丁目字東沢野地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　滋賀県大津市南郷六丁目字奈良島、太子二丁目字イヨツ、関津三丁目字鑵子ケ谷、字車谷及び字山田大谷並びに大石東二丁目字東沢野地内

２　使用の部分　滋賀県大津市南郷六丁目字奈良島、太子二丁目字イヨツ、関津三丁目字鑵子ケ谷、字車谷及び字山田大谷並びに大石東二丁目字東沢野地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、滋賀県大津市南郷六丁目字奈良島地内を起点とし、同市大石東二丁目字東沢野地内を終点とする延長2,269m区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道422号補助道路整備工事（大石東バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び滋賀県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により滋賀県が道路管理者となること、更に財源措置も講じられていることなどから、起業者である滋賀県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道422号（以下「本路線」という。）は、滋賀県大津市を起点とし、奈良県宇陀郡御杖村、三重県松阪市等を経由して北牟婁郡紀北町に至る延長約176kmの路線であり、滋賀県南部地域（以下「当該地域」という。）、奈良県東部地域及び三重県の各市町間を結ぶ主要幹線道路である。

滋賀県内における本路線は、当該地域を南北に結ぶ唯一の幹線道路であり、県都大津市の市街地を一級河川淀川水系瀬田川（以下「瀬田川」という。）沿いに通過し、県内物流の大動脈である一般国道１号と接続するほか、京滋バイパス石山インターチェンジへのアクセス道路としての機能も有するなど、当該地域の経済活動や地域住民の日常生活において重要な役割を果たしている。

しかしながら、本路線のうち滋賀県大津市南郷六丁目字奈良島地内から同市大石東二丁目字東沢野地内までの区間（以下「現道」という。）は、土砂災害警戒区域を始め、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域が存在しており、自然災害による通行止めが行われている。また、現道は見通しが悪く、線形が不良なことから交通事故が発生しており、特に、瀬田川に架かる鹿跳橋周辺においての事故が多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。さらに、歩道が整備されておらず、自動車との混合交通となっている箇所があり、歩行者は車道部への通行を余儀なくされているなど、安全な通行に支障をきたしており、交通事故の危険性が非常に高くなっている。

本件事業の完成により、本件区間に現道の土砂災害危険箇所を回避する新たな道路が整備され、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、振動及び騒音に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。また、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、イモリその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置により、影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、オオタカについては、計画路線から西へ1.5km程離れた山腹に営巣地が存在する可能性が高いことが推定されていること、計画路線と営巣地が存在する可能性が高い場所との間には瀬田川が流れているなど別山塊となっていること、営巣地が存在する可能性が高い場所が計画路線から直接見えないことから、直接的に影響を及ぼす可能性は低いものと考えられるが、計画路線上空で餌運びが確認されており工事による影響が考えられるため、起業者は工事中及び供用後のモニタリング調査を実施することとしている。イモリについては、繁殖期である春季に細流やそれに沿った場所で確認されているため、改変により繁殖場所に影響を受けると予測されることから、谷を通る細流の変化が生じないよう、また、細流の水量に変化のないような道路の構造とすることで、繁殖場所の保全措置を講じることとしている。加えて、起業者は、工事施工に当たっては、施工前に確認調査を行い、工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、専門家の指導助言を得ながら、必要な環境保全措置を講じることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による、周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在しているが、これらの遺跡については、既に発掘調査が終了し、出土した遺物の記録及び保存が行われており、滋賀県教育委員会から工事を実施して差し支えない旨の回答を得ている。なお、工事施工中において遺構・遺物が発見された場合は、滋賀県教育委員との調整を図り、適切な処置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。